

令和7～9年度 広島高速電気通信設備保守点検等業務 条件明示書

1 業務の積算について

(1) 積算基準

- ア 電気通信施設保守業務積算基準（案）（国土交通省 令和2年11月）
- イ 電気通信施設運転監視業務積算基準（案）（国土交通省 令和2年11月）

(2) 歩掛

- ア 電気通信施設点検業務標準歩掛（案） 業務計画等（国土交通省 平成28年11月）
- イ 電気通信施設点検業務標準歩掛（案） 総合点検（国土交通省 令和3年12月）
- ウ 電気通信施設点検業務標準歩掛（案） 個別点検（国土交通省 令和3年12月）
- エ 建築保全業務積算要領 令和5年版（国土交通省 令和5年11月）
- オ 土木工事標準積算基準書（機械編）（広島県 令和6年8月）

(3) 労務単価

- ア 公共工事設計労務単価等（広島県 令和6年3月）
- イ 建築保全業務労務単価（国土交通省 令和6年4月）

(4) 資材単価

土木工事設計資材単価表（広島県 令和6年度12月改定）

ただし、上記積算資料にない資材単価は物価資料（建設物価、積算資料）の令和6年12月版によるものとする。

2 旅費・交通費について

公社本社を点検技術者等の派遣起点とする。

ライトバン運転（1500cc5人乗り）には、原則とし、運転労務費は計上しない。

以下のとおり、旅費・交通費の回数を見込んでいる。（点検実施日及び故障対応1件につき、ライトバン（1500cc）供用1日・運転2時間の使用）なお、受注者の責によらない理由により点検実施日及び故障件数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行うこととし、変更契約の対象とする。

なお、本業務受注者には、ETC業務用プレートを貸与する予定であるため、有料道路利用料は計上しない。

(1) 令和7年度

ア 点検	183	(回)		
イ 事故対応	10	(回)		
ウ 故障対応	150	(回)	計	343 (回)

(2) 令和8年度

ア 点検	183	(回)		
イ 事故対応	10	(回)		
ウ 故障対応	150	(回)	計	343 (回)

(3) 令和9年度

ア 点検	183	(回)		
イ 事故対応	10	(回)		
ウ 故障対応	150	(回)	計	343 (回)

3 安全費について

(1) 安全施設等に要する費用は、次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{労務費}) \times (\text{安全費率}) \quad (\text{安全費率} : 2.5\%)$$

- (2) 安全費として積算される内容で安全費率に含まれる部分は、次のとおりとする。
- ア 作業地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
 - イ 不稼働日の保安要員等の費用
 - ウ 表示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用中の損料
 - エ 夜間作業その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用
 - オ 酸素欠乏症の予防に要する費用
 - カ 粉塵作業の予防に要する費用
 - キ 船舶使用による安全救命器具燈等の費用
 - ク 安全用品等の費用（高所作業用安全帯及び高圧作業用用品等）
 - ケ 安全教育等に要する費用
 - コ 安全委員会等に要する費用

(3) 上記(1)のほか、現場条件により安全対策上必要な費用は別途積上げ計上するものとする。

ア 交通誘導員

以下のとおり、本業務の実施にあたって、交通誘導員数を見込んでいる。なお、受注者の責によらない理由により交通誘導員の員数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

(ア) 令和7年度

① 交通誘導員 A	昼間	28 (人)	夜間	3 (人)
② 交通誘導員 B	昼間	66 (人)	夜間	0 (人)

(イ) 令和8年度

① 交通誘導員 A	昼間	28 (人)	夜間	3 (人)
② 交通誘導員 B	昼間	66 (人)	夜間	0 (人)

(ウ) 令和9年度

① 交通誘導員 A	昼間	28 (人)	夜間	3 (人)
② 交通誘導員 B	昼間	66 (人)	夜間	0 (人)

イ 安全対策上必要な機材について

以下のとおり、本業務の実施にあたって、安全対策上必要な機材を見込んでいる。なお、受注者の責によらない理由により交通誘導員の員数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

ただし、運転手（一般）が運転する「揚程10m未満の高所作業車、8t以下のトラック」については、作業員が運転することを想定しているため、運転労務費は計上していない。

(ア) 令和7年度

- ① 高所作業車A（トラック架装、伸縮ブーム、バスケット型、作業床高12.0m、積載荷重200kg）

以下のとおり、高所作業車Aの使用を 16 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	3	3	3	3
トンネル部	2			2
小計	5	3	3	5
合計	16			

- ② 高所作業車B（トラック架装、伸縮ブーム、プラットフォーム型、作業床高9.9m、積載荷重1000kg）

以下のとおり、高所作業車Bの使用を 4 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	0	0
トンネル部	0			4
小計	0	0	0	4
合計	4			

- ③ 高所作業車C（トラック架装、垂直昇降、プラットフォーム型、作業床高5m、積載荷重3200kg）

以下のとおり、高所作業車Cの使用を 4 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	0	0
トンネル部	0			4
小計	0	0	0	4
合計	4			

- ④ 交通船（FRP製、D、70PS型、3.0GT）

以下のとおり、交通船の使用を 2 隻見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	2	0
小計	0	0	2	0
合計	2			

- ⑤ 規制機材

以下のとおり、規制機材を見込んでいる。

機材名	仕様	数量	単位	規制1回あたりの使用数量					
				機1	機2	機3	機4	機5	機6
規制機材	図5規制	3	回	1	4	0	0	1	0
	図6規制	1	回	1	8	0	0	1	0
	1km規制	15	回	1	5	50	3	1	1
	4km規制	12	回	1	5	200	3	1	1

(注) 機1：サインライト（1940×2000）

機2：矢印板（900×600メッキ）

機3：セーフティコーン（H700、赤）

機4：予告看板（800×1400）

機5：標識車（2tトラック）

機6：規制車（2tトラック）

- (イ) 令和8年度

- ① 高所作業車A（トラック架装、伸縮ブーム、バスケット型、作業床高12.0m、積載荷重200kg）

以下のとおり、高所作業車Aの使用を 16 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	3	3	3	3
トンネル部	2			2
小計	5	3	3	5
合計	16			

- ② 高所作業車B（トラック架装、伸縮ブーム、プラットフォーム型、作業床高9.9m、積載荷重1000kg）

以下のとおり、高所作業車Bの使用を 4 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	0	0
トンネル部	0			4
小計	0	0	0	4
合計	4			

- ③ 高所作業車C（トラック架装、垂直昇降、プラットフォーム型、作業床高5m、積載荷重3200kg）

以下のとおり、高所作業車Cの使用を 4 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	0	0
トンネル部	0			4
小計	0	0	0	4
合計	4			

- ④ 交通船（FRP製、D、70PS型、3.0GT）

以下のとおり、交通船の使用を 2 隻見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	2	0
小計	0	0	2	0
合計	2			

- ⑤ 規制機材

以下のとおり、規制機材を見込んでいる。

機材名	仕様	数量	単位	規制1回あたりの使用数量					
				機1	機2	機3	機4	機5	機6
規制機材	図5規制	3	回	1	4	0	0	1	0
	図6規制	1	回	1	8	0	0	1	0
	1km規制	15	回	1	5	50	3	1	1
	4km規制	12	回	1	5	200	3	1	1

(注) 機1：サインライト（1940×2000）

機2：矢印板（900×600メッキ）

機3：セーフティコーン（H700、赤）

機4：予告看板（800×1400）

機5：標識車（2tトラック）

機6：規制車（2tトラック）

- (ウ) 令和9年度

- ① 高所作業車A（トラック架装、伸縮ブーム、バスケット型、作業床高12.0m、積載荷重200kg）

以下のとおり、高所作業車Aの使用を 16 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	3	3	3	3
トンネル部	2			2
小計	5	3	3	5
合計	16			

- ② 高所作業車B（トラック架装、伸縮ブーム、プラットフォーム型、作業床高9.9m、積載荷重1000kg）

以下のとおり、高所作業車Bの使用を 4 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	0	0
トンネル部	0			4
小計	0	0	0	4
合計	4			

- ③ 高所作業車C（トラック架装、垂直昇降、プラットフォーム型、作業床高5m、積載荷重3200kg）

以下のとおり、高所作業車Cの使用を 4 台見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	0	0
トンネル部	0			4
小計	0	0	0	4
合計	4			

- ④ 交通船（FRP製、D、70PS型、3.0GT）

以下のとおり、交通船の使用を 2 隻見込んでいる。

点検	1号線	2号線	3号線	4号線
明かり部	0	0	2	0
小計	0	0	2	0
合計	2			

- ⑤ 規制機材

以下のとおり、規制機材を見込んでいる。

機材名	仕様	数量	単位	規制1回あたりの使用数量					
				機1	機2	機3	機4	機5	機6
規制機材	図5規制	3	回	1	4	0	0	1	0
	図6規制	1	回	1	8	0	0	1	0
	1km規制	15	回	1	5	50	3	1	1
	4km規制	12	回	1	5	200	3	1	1

（注）機1：サインライト（1940×2000）

機2：矢印板（900×600メッキ）

機3：セーフティコーン（H700、赤）

機4：予告看板（800×1400）

機5：標識車（2tトラック）

機6：規制車（2tトラック）

4 技術管理費について

- (1) 技術管理費に要する費用は、次式により算出する。

$$(\text{技術管理費}) = \left[(\text{直接人件費}) + (\text{賃金}) + (\text{機械経費}) \right] \times (\text{技術管理費率})$$

（技術管理費率：10.0%）

- (2) 技術管理費として積算される内容で技術管理費率に含まれる部分は、次のとおりとする。

- ア 点検（保守）業務履行計画の作成
- イ 点検（保守）業務の成果等についての整理及び報告書の作成
- ウ 点検（保守）業務の履行に係わる写真撮影及びその整理

5 災害対応について

以下のとおり、対応するものとする。

- (1) 現地調査・応急対応

電気通信施設保守業務積算基準（案）による。（事故対応として処理する。）

- (2) 変更契約

1件あたりの直接費毎に求められた諸経費率にて積算をする。

- (3) 復旧作業

土木工事標準積算基準による。（指示書単位で、工事設計書を作成し精算処理する。）なお、復旧作業を指示した場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

6 事故対応について

以下のとおり、対応するものとする。なお、事故案件ごとに設計書（現地調査・応急対応・復旧作業）をまとめ、精算処理する。

(1) 現地調査・応急対応

電気通信施設保守業務積算基準（案）による。（事故対応として処理する。）

(2) 復旧作業

電気通信施設保守業務積算基準（案）による。（事故対応として処理する。）

(3) 事故対応回数

電気通信設備等の事故対応回数を見込んでいる（1件あたり：調査1日〔点検技術者1人、点検技術員1人〕、復旧1日〔点検技術者1人、点検技術員1人〕）なお、件数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

ア 令和7年度 10（件）

イ 令和8年度 10（件）

ウ 令和9年度 10（件）

(4) 変更契約

1件あたりの直接費毎に求められた諸経費率にて積算をする。

7 故障対応について

以下のとおり、対応するものとする。

(1) 現地調査・応急対応

電気通信施設保守業務積算基準（案）による。（故障対応として処理する。）

(2) 復旧作業

電気通信施設保守業務積算基準（案）による。（故障対応として処理する。）

(3) 故障対応回数

以下のとおり、電気通信設備等の故障対応回数を見込んでいる（1件あたり：調査1日〔点検技術者1人、点検技術員1人〕、復旧1日〔点検技術者1人、点検技術員1人〕）なお、件数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

ア 令和7年度 150（件）

イ 令和8年度 150（件）

ウ 令和9年度 150（件）

(4) 変更契約

全件の直接費合計額に求められた諸経費率にて積算をする。

8 追加指示について

以下のとおり、追加指示の対応を行うこと。なお、追加を指示した場合は、変更契約の対象とする。ただし、受注者の点検計画等に影響を与えないことを公社は考慮するものとする。

(1) 作業内容

ア 公社が別途発注する工事の試験調整を行う際、現場機器操作を直接実施すること。

イ 公社が別途発注する工事の試験調整を行う際、現場機器操作を工事受注者に指導すること。

ウ 本業務の点検・故障対応以外で必要とする仮設資材・仮設機材の設置及び管理。

(2) 作業費の積算等について

電気通信施設保守業務積算基準（案）による。（事故対応と同様に1件ごとの清算とする。）追加指示書案件ごとに報告書（①試験内容打合せにかかる協議・②現地調査・③作業・④報告書作成・⑤機械経費）をまとめる。（ただし、報告に記載する時間について、⑤機械経費は1日単位、①～④は0.5日単位とする。）

9 電気通信機械設備予備部品管理について

以下のとおり、電気通信機械設備予備部品管理（予備部品確認、資料作成）に要する労務費を見込んでいる。なお、当初は6月（点検技術者2人、点検技術員2人）及び12月（点検技術者2人、点検技術員2人）に実施することを見込んでおり、作業日数・作業員数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

(1)	令和7年度	昼間	点検技術者	4 (人)	、点検技術員	4 (人)
(2)	令和8年度	昼間	点検技術者	4 (人)	、点検技術員	4 (人)
(3)	令和9年度	昼間	点検技術者	4 (人)	、点検技術員	4 (人)

10 特記仕様書「2-26 その他」に記載する定型業務について

以下のとおり、特記仕様書「2-26 その他」に記載する定型業務を実施に要する労務費（毎月、点検技術者1人、点検技術員1人）を見込んでいる。なお、作業日数・作業員数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

(1)	令和7年度	昼間	点検技術者	19.25 (人)	、点検技術員	31.25 (人)
(2)	令和8年度	昼間	点検技術者	19.25 (人)	、点検技術員	31.25 (人)
(3)	令和9年度	昼間	点検技術者	19.25 (人)	、点検技術員	31.25 (人)

11 巡回点検について

以下のとおり、巡回点検（4月・6月・8月・10月・12月・2月の計6回）に要する労務費を見込んでいる。（1回あたりの内訳は以下のとおり）なお、作業日数・作業員数に増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

○巡回点検1回あたりの内訳

- ・ 平日夜間点検技術者1人、点検技術員1人（宇品大橋景観照明以外の点灯状況確認及び各料金所周辺の路面状況確認）
- ・ 休日夜間点検技術者0.5人、点検技術員0.5人（宇品大橋景観照明の点灯状況確認）

(1)	令和7年度	平日夜間	点検技術者	6 (人)	、点検技術員	6 (人)
		休日夜間	点検技術者	3 (人)	、点検技術員	3 (人)
(2)	令和8年度	平日夜間	点検技術者	6 (人)	、点検技術員	6 (人)
		休日夜間	点検技術者	3 (人)	、点検技術員	3 (人)
(3)	令和9年度	平日夜間	点検技術者	6 (人)	、点検技術員	6 (人)
		休日夜間	点検技術者	3 (人)	、点検技術員	3 (人)

12 特記仕様書「2-14 業務実施時間」について

業務実施時間は、特記仕様書「2-14 業務実施時間」に記載しているとおりに見込んでいるが、関係官公署との協議結果で、業務時間が変更された場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。なお、業務の実施にあたって、監督員が作業時間の伸縮、時間帯を変更した場合も同様に、変更契約の対象とする。

13 業務責任者補助について

特記仕様書「2-15-1 保守点検に係る業務」の「イ 業務責任者補助」に記載する内容の業務を行うため、以下人員を見込んでいる。

(1)	令和7年度	平日昼間	点検技術者	241 (人)
(2)	令和8年度	平日昼間	点検技術者	241 (人)
(3)	令和9年度	平日昼間	点検技術者	242 (人)

1.4 点検整備の作業管理について

以下のとおり、点検整備の作業管理に要する労務費を見込んでいる。なお、作業内容に増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

(1) 令和7年度

設備名	点検整備		点検技術者		点検技術員	
	点検	部品交換	昼間	夜間	昼間	夜間
電力系遠方監視制御設備（中央局）	○	○	4	/	4	/
電力系遠方監視制御設備（遠制子局）	/	○	3	/	3	/
無停電電源設備	/	○	1	/	1	/
交通系遠方監視制御設備	○	/	6	/	6	/
交通量計測設備	/	○	1	/	1	/
CCTV設備	/	○	1	/	1	/
気象観測設備	/	○	5	/	5	/
可変式道路情報板設備（中央）	○	/	2	/	2	/
ラジオ再放送設備	/	○	6	/	6	/
光通信設備	/	○	3	/	3	/
業務電話設備	/	○	2	/	2	/
指令電話設備・非常電話設備	/	○	4	/	4	/
緊急通報設備	/	○	2	/	2	/
移動無線設備	/	/	/	/	/	/
消防無線設備	○※1	/	2	/	2	/
軸重計設備	○※2	/	1	3	1	3

※1：定期検査（法令）（免許有効期限切れに伴う、定期検査及び再免許申請）

※2：走行試験

(2) 令和8年度

設備名	点検整備		点検技術者		点検技術員	
	点検	部品交換	昼間	夜間	昼間	夜間
電力系遠方監視制御設備（中央局）	○	○	4	/	4	/
電力系遠方監視制御設備（遠制子局）	/	○	1	/	1	/
無停電電源設備	/	○	1	/	1	/
交通系遠方監視制御設備	○	/	6	/	6	/
交通量計測設備	/	/	/	/	/	/
CCTV設備	/	○	1	/	1	/
気象観測設備	/	○	1	/	1	/
可変式道路情報板設備（中央）	○	/	2	/	2	/
ラジオ再放送設備	/	/	/	/	/	/
光通信設備	/	/	/	/	/	/
業務電話設備	/	/	/	/	/	/
指令電話設備・非常電話設備	/	/	/	/	/	/
緊急通報設備	/	/	/	/	/	/
移動無線設備	○※1	○	5	/	5	/
消防無線設備	/	○	2	/	2	/
軸重計設備	○※2	/	1	3	1	3

※1：定期検査（法令）を含む。（免許有効期限切れに伴う、定期検査及び再免許申請）

※2：走行試験

(3) 令和9年度

設備名	点検整備		点検技術者		点検技術員	
	点検	部品交換	昼間	夜間	昼間	夜間
電力系遠方監視制御設備（中央局）	○	○	4		4	
電力系遠方監視制御設備（遠制子局）						
無停電電源設備						
交通系遠方監視制御設備	○		6		6	
交通量計測設備						
CCTV設備		○	1		1	
気象観測設備						
可変式道路情報板設備（中央）	○		2		2	
ラジオ再放送設備						
光通信設備						
業務電話設備						
指令電話設備・非常電話設備						
緊急通報設備						
移動無線設備		○	1		1	
消防無線設備						
軸重計設備	○※1		1	3	1	3

※1：走行試験